

速報 れんごう札幌

連合北海道札幌地区連合会

2015年10月6日発 第73号発行責任者 平野博宣 TEL011-210-0505 Fax011-210-0606

確認・意思表示・団結

労働契約法と解雇・雇止め 10月5日 第3回労働法連続講座ひらく



労働者の団結と効果的共通認識の形成が必要とする伊藤代表と熱心に受講する42名の連合組合員

日本労働弁護団北海道ブロックは10月5日(月)18時30分より自治労会館4階中ホールで第3回労働法連続講座を開催しました。今回は「雇用契約の終了」と題し、解雇・雇止め等への対処や労働契約法の活用を交えた約90分間の講座となりました。冒頭伊藤代表は労働法制の改悪が続く中の今日的内容であり解決のための共通認識を形成しようと挨拶しました。講師の加藤丈晴弁護士・桑島良彰弁護士は事例を交え講義し、解雇・雇止めには、理由を確認して「NO」や継続就労の意思表示することが大切とし、その後は労組との団結のもと団体交渉・訴訟等で解決するのが効果的としました。本講座には組合員・市民等約60名が参加しました。

10月8日より施行

最低賃金 764円

北海道最低賃金
764円 (16円UP)
平成27年10月8日から

働くには、最低賃金
チェックぞんす。

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

厚生労働省の周知ポスター。力が入ってます!

周知街宣10月7日 相談ダイヤル10月8日~9日

北海道地域最低賃金が10月8日より764円に改定となります。前年より16円引き上げられました。しかし札幌市内で独立した生計を維持できる金額ではありません。連合は1000円への到達が喫緊の課題であるとし政府へ要請行動を実施しています。今回の改定により道内ではパートタイマー等時間給労働者への影響が大きいとされています。連合北海道・石狩地域協議会・札幌地区連合会は10月7日12時より札幌駅西口紀伊國屋書店前で街宣活動を実施するほか、10月8日~9日相談ダイヤルを開設します(10時~19時/0120-154-052)。街宣活動への参加及び相談ダイヤルの周知について取り組まれるようお願いいたします。